

公立大学法人県立広島大学

平成29年度 年度計画

平成29年3月

I 実践力のある人材の育成（教育の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 教育に関する取組

1-1 教育内容の質的向上・質的転換

(1) 教育課程（プログラム）の体系化

① 人材育成目標の明確化

- 入学者選抜状況、国家試験合格率を含む学修成果、求人・就職状況、実習施設での学生に対する評価、卒業生に対する評価などに基づいて、必要があれば、各学部等の人材育成目標の改定を行う。（各学部・学科等、総合教育センター）
- 学部・学科再編に係る具体的な検討に併せて、再編後の人材育成目標（案）の明確化に取り組む。
- 大学院総合学術研究科の今後のあり方に関する検討に併せて、再編後の人材育成目標の明確化・具体化に取り組む。 (1)

② 学位授与方針等の策定

- 全学（大学・大学院）及び各学部・各専攻において、学部長・学科長や研究科長・専攻長が中心となって、学位授与方針等3つの方針の妥当性と整合性について、卒業（修了）時の学生の満足度等に留意し、継続的に検証する。
- 総合教育センターが主導して、専門分野を問わず本学の学生が身に付けるべきコンピテンシーの具体化と、卒業時までの修得に向けた取組を継続する。
- 学士課程における現行の3つの方針について、教育改革推進委員会及び総合教育センターにおいて点検を行い、各学部・学科等と協力して必要に応じて修正を行う。
- 大学入学希望者学力評価テストの導入に向けた動き、広島版「学びの変革」アクション・プラン（広島県教育委員会）についての情報収集を継続するとともに、総合教育センターと各学部が連携して、人材育成目標や3つの方針に対応した、より体系的で一貫性のある教育プログラムの編成に向けた取組を継続する。 (2)

③ 教育プログラムの改善と構造の明示

- 全学共通教育の新教育プログラム（平成27年度入学生から適用）の運用を円滑に進めるため、新入生に対して同プログラムの構造等を丁寧に説明するとともに、チューター等による個別の履修指導をきめ細かに行う。
- 各学部・学科の専門教育プログラムの改善・運営状況を、学生アンケート等の結果に基づき検証し、必要に応じて、更なる改善に取り組む。
- 総合教育センターと各学部・学科が連携し、学生に対する履修指導にナンバリングや履修系統図（カリキュラムマップ）を活用するとともに、その分かりやすさの改善に取り組む。 (3)

(2) 組織的な教育の実施と学修時間の実質的な増加・確保

④ 教員間の連携と協力による組織的教育の実施と大学教育の質的転換

- 大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」の取組の一つとして、各学部・学科等における教育改革（授業改善や教育プログラムの体系化等）をリードするファカルティ・ディベロッパー（FDer）の養成に資する講座を開設する。
- AP事業の取組の一つとして広島県教育委員会や県内高等学校と連携して合同発表会を開催するなど、高大連携の強化や高大接続改革に資する取組の拡大を検討し、その具体化を図る。
- 国際文化学科において、学期初めのオリエンテーションでの説明やファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を通して、新しい教育プログラムにおける教員間の連携の実質化に努める。

- 健康科学科において、管理栄養士養成課程に係る新教育プログラムについて、関係各授業科目の位置づけや達成目標を教員間で相互に確認し、授業案内（コースカタログ）及び授業概要（シラバス）の改善につなげるとともに、新教育プログラムの運営を適切に進める。
- 経営情報学部において「学士・修士5年一貫教育プログラム」を引き続き実施する。また、2学科のビジョン委員会が中心になり、専門教育科目のコースカタログ等の確認を分野ごとに行うとともに、「専門演習」において学生の主体的学修（アクティブ・ラーニング）の拡大に資する学外実習等を行うことにより、学部専門教育の充実と学生満足度の向上を目指す。
- 生命環境学部において、平成26年度入学生から適用している教育プログラムの運営に、各学科・コースの達成目標を意識した授業内容の改善、並びに教員間の連携の強化に留意して引き続き取り組む。
- 保健福祉学部において、学部や学科レベルで授業改善、教育プログラムの体系化に資する活動を継続し、併せて教員の学科間の連携を強化する。 (4)

⑤ 教育内容・方法の改善に資するFDの推進

- 各学部において、教員相互の授業参観（ピア・レビュー）の実施、アクティブ・ラーニングの推進、ティーチング・ポートフォリオの活用等によるFD活動を継続する。
- 総合学術研究科及び経営管理研究科において、大学院生に対するアンケート調査を実施し、教育内容・方法に関する課題の抽出に努め、満足度の向上につなげる。
- ビジネス・リーダーシップ専攻において、ケース教授法に関する模擬授業の実施等により、FD活動を継続する。
- 総合教育センターにおいて、新任教員のための研修会や目的別各種FD活動を継続するとともに、教育プログラムの体系化を進めるに当たり必要な情報の収集と共有化に努める。 (5)

⑥ 学修成果の把握と検証

- 国際文化学科において、学生の履修状況に関する情報をチューター等が共有し、教育の組織的改善につなげる。また、学修成果の検証の取組の一つとして、3年次に課す「中国語」「韓国・朝鮮語」検定の受検について、問題点の把握と改善に取り組む。
- 健康科学科において、学生アンケート等の結果に基づき学修成果を検証し、教育プログラムの見直しにつなげる。また、栄養教諭養成プログラムの充実に向けて、非常勤講師との連携の強化に取り組む。
- 経営情報学部において、学部重点事業として取り組む学外試験の活用や学外実習の促進を通じて、学修成果の把握や向上に努める。
- 生命環境学部において、学生アンケートの結果、GPA値の推移、専門分野に係る資格試験の受検状況や合格率などに基づいて、学生の学修成果の把握や検証に引き続き取り組む。
- 保健福祉学部において、引き続き全学生に対するチューター等による面談を行い、必要に応じて個別支援を行う。
- ルーブリックについて、総合教育センター（高等教育推進部門会議）が中心となって、学内の先行事例を参考にして効果的な導入の拡大とその定着を図る。
- 組織的な教育の実施を着実に定着・促進させる一環として、全学共通教育に関する情報や課題の、担当者間での共有化に努める。
- IR※に係る取組を推進する一環として、「大学IRコンソーシアム」に加盟し関係情報の収集に努めるとともに、学修成果の経年把握や検証等に資する学生調査の導入について、学内調整や準備を開始する。 (6)

※IRはInstitutional Researchの略。大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげる取組。

- ⑦ 適正な成績評価と単位認定
- 各学部・学科において、GPA 制度及びキャップ制の周知とその適切な運用に努めるとともに、運用状況についての検証を継続し、必要に応じて改善を図る。
 - 総合学術研究科において、GPA 制度の運用状況に関する検証を継続する。 (7)
- ⑧ シラバス等の充実
- 総合教育センターにおいて、教育情報や成績管理に係る「教学システム」の更新を受けて、シラバスの学修支援機能の充実など追加機能の有効活用に向けた取組を計画的に進める。 (8)
- ⑨ シラバス等の公開
- 教学システムの更新を受けて、公式ウェブ・サイトから各授業科目のコースカタログを検索・閲覧できる仕組みの利便性の向上を図る。 (9)
- ⑩ 学修時間の実質的な増加・確保とその的確な把握
- 新生や在学学生を対象とする学生意識調査を引き続き全学で実施し、学生の学修時間・行動の実態を把握し、検証する。
 - シラバスを通じた課題の明示、学生による授業評価アンケートにより、学修時間の確保並びにその状況の把握に努める。
 - AP 事業推進部会の主導のもと、AP 事業計画に基づき学生のアクティブ・ラーニングを促す取組を推進するとともに、学修支援アドバイザーの養成等の各種支援制度を継続し、引き続き、学生の学修意欲の向上に努める。 (10)
- (3) 全学的な教学マネジメントの確立
- ⑪ 全学的な教学マネジメントの確立
- 大学運営や組織体制、職員の能力開発に関する先進事例の把握や課題の抽出に、引き続き取り組む。
 - 全学的な教育改革(アクティブ・ラーニングの推進、入試改革等の高大接続改革等)について、初等中等教育から大学までを見通して企画できる教員を総合教育センターに配置し、広島県教育委員会・県立高等学校との連携等を推進する。 (11)
- ⑫ 専門的な支援スタッフ等の活用と養成
- 全学的な教育改革(アクティブ・ラーニングの推進、入試改革等の高大接続改革等)について、初等中等教育から大学までを見通して企画できる教員を総合教育センターに配置し、広島県教育委員会・県立高等学校との連携等を推進する。【再掲 11】 (12)
- (4) 教育システムの再編と教育プログラムの再構築
- ⑬ 全学共通教育推進体制の強化
- 29 年度から開講する「教養ゼミ」の適切な運営に取り組み、その理念の定着を目指す。また、各部局等との協力体制をより強化し、全学共通教育プログラムの改善に継続的に取り組む。 (13)
- ⑭ 副専攻プログラムの導入と他学部履修等の促進
- 副専攻プログラム「異文化間コミュニケーション」について、プログラムの充実を図るとともに、引き続き円滑な運営に努める。
 - 各部局等と協力して、新たな副専攻プログラム(案)の開発を試みる。 (14-1)
 - 全学共通教育「自由選択」科目区分の対象となる授業科目(教育ネットワーク中国提供単位互換科目、学部開放科目)を明示し、当該科目の履修を促進する。 (14-2)
- ⑮ 学部学科の再編に係る検討

- 学部等再編推進委員会及び同推進室を設置し、教育組織の再編等に係る方針（案）を更に具体化する。(15)

⑩ 修士・博士課程の再編

- 前項の学士課程における再編の方向性を視野に入れながら、総合学術研究科の修士・博士課程の今後のあり方に関する方向性を更に具体化する。(16)

1-2 意欲ある学生の確保

⑪ アドミッション・ポリシーの明確化と発信

- 各学部や研究科において、アドミッション・ポリシーの点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- 平成 28 年度に整理したアドミッション・ポリシー等の周知について、引き続き、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）やウェブ・サイト、入試広報用の冊子を活用するとともに、高校訪問、公開授業、オープンキャンパス、高大連携講座等の機会を通じて効果的に行う。
- 「高大接続改革実行プラン」に基づく改革の方向性に留意し、関係情報の収集や学内共有化に努める。(17)

⑫ 入学者選抜方法の改善

- 全学及び各学部・学科において、平成 29 年度入試の結果を分析し、必要に応じて入学者選抜方法の見直しを行う。(18-1)
- 学部・学科等再編に係る方向性の具体化に併せて、社会情勢も踏まえ、学生定員の適正規模について検討する。(18-2)

⑬ 戦略的な広報による優秀な学生の確保

- 大学の知名度を更に向上させるため、引き続き、ウェブ・サイトや SNS の充実・活用を推進するとともに、大学説明会やオープンキャンパスを実施する。
- 総合教育センターと地域連携センターが連携し、多様な高大連携公開講座や授業公開等を実施する。また、出前講義も含めて、高校訪問を引き続き実施する。
- 総合教育センターが各学部・学科と連携し、入試広報用資料の一つとして「県立広島大学卒業論文題目・要旨集（平成 28 年度）」をとりまとめる。(19)

⑭ 社会人の受入れ促進

- 社会人特別選抜入試や科目等履修生・聴講生の受入れなどにより、社会人の受入れを引き続き実施する。
- 大学院の各専攻において、引き続き、長期履修制度を適切に運用する。
- ビジネス・リーダーシップ専攻において、「科目等履修生制度」による社会人の受入れを開始するとともに、同専攻の入学志願者数の拡大に資する当該制度の改善を図る。(20)

⑮ 留学生の確保と教育・支援

- 既に開設している英語版ウェブ・サイトの充実を図る。
- 国際交流の推進に係る学部提案事業について、平成 28 年度に改正した制度のもとで外国人留学生の受入れの拡大を図る。
- 受入れ留学生に対する支援の一環として、日本語のプレースメントテストの実施、ビジネス日本語教育や日本語能力試験の受検支援などを実施する。
- 総合学術研究科情報マネジメント専攻及び生命システム科学専攻において、選抜区分「イングリッシュトラック」による秋季募集を実施し、協定校との連携のもとで入学者の確保に努める。
- 広島キャンパスの留学生のための宿舎の確保に努めるとともに、庄原キャンパスに

においては、引き続き、教職員宿舍の活用・整備を着実に進める。

- 国際文化学科において、新たな大学間国際交流協定の締結を視野に、タイの大学との交流を促進する。(21)

〔数値目標：留学生受入数…110人〕

⑳ 定員充足率の改善

- 総合学術研究科情報マネジメント専攻及び生命システム科学専攻において、選抜区分「イングリッシュトラック」による秋季募集を実施し、協定校との連携のもとで入学者の確保に努める。【再掲 21】

- 総合学術研究科における定員充足率 100%の実現に向けて、引き続き広報活動等を強化するとともに学内で進学説明会を実施する。(22)

〔数値目標：総合学術研究科全体の定員充足率…100%〕

2 学士課程教育に関する取組

2-1 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

㉓ 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

- 総合教育センターが主導して、専門分野を問わず本学の学生が身に付けるべきコンピテンシーの具体化と、卒業時までの修得に向けた取組を継続する。【再掲 2】

- 国際文化学科において、卒業論文の水準の向上に向けて、初年次からの履修指導やルーブリックの活用に取り組むとともに、同論文の最終報告会を学科行事として実施する。

- 健康科学科において、学生アンケート等の結果に基づき、学生が修得した力の把握に努めるとともに、その力やスキルのレベルを学生が自ら客観視できる実習内容の拡充に取り組む。

- 経営情報学部において、課題発見・解決力、論理的思考力、コミュニケーション力の向上、並びにアクティブ・ラーニングの拡大に留意して、教育プログラムの充実を図る。

- 環境科学科において、卒業時に保証する能力水準の確保に関する取組の一環として、卒業論文の中間発表（3年次）及び中間報告書の提出（4年次）を課し、その後の指導につなげる取組を継続する。

- 保健福祉学部において、ヘルスサポーターマインド（コミュニケーション力、倫理的思考力、ニーズに気づき行動する力）の修得に向けた取組を継続する。(23)

2-2 全学共通教育の充実

㉔ 英語力の全学的な養成

- 総合教育センターが主導して、TOEIC・TOEFL 検定料補助制度の運用並びに具体的な達成目標の設定により、全学的な英語力の向上に取り組む。

- 同補助制度の運用を通じて収集した2年分の情報を分析し、その結果を新たに開発するeラーニング教材に反映する。(24)

〔数値目標：TOEIC受検者のうち450点以上の到達者の割合…40%以上〕

㉕ 地域社会で活躍できる実践力等の育成

- 全学共通教育について、その理念に基づいた教育の実施状況等に関する検証を開始

し、長期的視野に立った見直しにつなげる。

- 平成 29 年度から開講する全学共通教育科目「教養ゼミ」及び新設科目「宮島観光学入門（英語）」について、円滑な運営に努めるとともに、学生の履修動向等を踏まえた検証を行う。
- 学修方法を見直した「地域の理解」について、授業評価アンケート等の結果を踏まえて学修成果の検証を行う。また、アクティブ・ラーニングを積極的に導入した効果に関する情報を、各学部・学科と協力して収集する。
- AP の取組の一環として、学生のフィールドワークやキャンパス間交流等の拡大に資する支援制度や教員研修を、AP 事業推進部会と総合教育センターが連携して行う。

(25)

②6 国家資格取得のための実習や地域活動を通じた学生の社会的自立の支援

- 健康科学科及び保健福祉学部において、実習施設との連携の強化により実習内容の充実に努める。

〔関係 6 学科の数値目標：学外臨地実習履修率 100%〕

- 各学部・学科において、学生の学内・学外での多様な実践活動（地域の行事やイベントを支援するボランティア、地域課題解決に係る調査や提案等）への参加を、引き続き促進する。
- 国際文化学科において、「教育実習」や「博物館実習」の事前・事後学修の支援等を通じて、免許・資格の取得を支援する。
- 経営情報学部において、学外での実践的な活動を含む演習・実習科目をフィールド科目と位置づけ、ボランティア活動や地域貢献活動などに取り組む。また、これらの取組を通じて、学生と地域住民との交流を促進する。
- その他の学部・学科においても、当該学部等が学外実習・学外実践と位置づけた科目の履修を促進する。

(26)

〔その他各学部・学科の数値目標：学外実習・学外実践等科目履修率…75%〕

②7 初年次教育・キャリア科目の充実

- 各学部・学科において、「大学基礎セミナー」が全学共通教育の要であるとの認識のもと、教員間の連携により当該科目を運営し、新入生の大学への移行を支援するとともに、引き続き内容の充実に努める。
- 同科目において、キャリア形成支援に関する講義を各学科で 1 コマ実施し、キャリア・ポートフォリオ・ブックの活用促進と「キャリアデベロップメント」などのキャリア科目への展開を図る。
- 社会で必要とされる実践的能力を育成する取組の一つとして、引き続き公益財団法人マツダ財団と連携して、キャリア科目「キャリアビジョン」を開講する。

(27)

②8 卒業要件に係る必要単位数の見直し

- 全学共通教育において、履修状況及び学生による授業評価アンケート、学生意識調査の結果等を参考にして、引き続き分析・検証を行い、必要に応じて速やかな改善に努める。

(28)

2-3 専門教育の充実

②9 一貫した学士課程教育の推進

- 各学部・学科において、カリキュラム・ポリシーに基づき、総合教育センターとの連携のもと、初年次から卒業年次までの効果的な教育を実施する。

- 国際文化学科において、学生の履修状況に関する情報をチューター等が共有し、教育の組織的改善につなげる。また、学修成果の検証の取組の一つとして、3年次に課す「外国語」検定の受検について、問題点の把握と改善に取り組む。【再掲6】
- 健康科学科において、引き続き、教育課程の点検・評価・改善を行うとともに、高い国家試験合格率を維持するための対策講座や模擬試験を正課外で、きめ細かに実施する。
- 経営情報学部において、「学士・修士5年一貫教育プログラム」を引き続き実施する。また、学部重点事業として取り組む学外試験の活用や学外実習の促進を通じて、学修成果の把握や向上に努める。【再掲4・6】
- 生命環境学部において、初年次から卒業年次までの教育課程の運営と成果を Semester ごとに精査・点検する。
- 保健福祉学部において、高い国家試験合格率を維持するために、学生のグループ学修を促進する指導、模擬試験の結果を踏まえた個別指導、受験対策講座等の指導を継続する。(29)

〔数値目標：標準修業年限内の卒業率…90%〕

〔数値目標：標準修業年限の1.5倍以内の卒業率…95%〕

〔数値目標：卒業時の総合的満足度…85%〕

(何れも各学部・学科)

〔数値目標：管理栄養士国家試験の合格率…95%〕

〔数値目標：看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の各国家試験の合格率…100%〕

〔数値目標：社会福祉士国家試験の合格率…90%〕

〔数値目標：精神保健福祉士国家試験の合格率…95%〕

③⑩ 社会的評価を有する審査・試験の積極的な活用による学修成果の検証

- 各学部・学科において、専門分野に応じた各種資格・検定試験等に関する情報を学生に提供するとともに、支援講座の開設等により学生の受検率及び合格率の向上を図る。
- 各学部において合格率等の情報を収集し、学修成果の検証に活用する。
- 国際文化学科において、学科専門科目「外国語検定Ⅰ～Ⅲ」（認定科目）による単位認定を引き続き推進する。(30)

〔数値目標：卒業時までにTOEIC700点以上到達者の割合…15%以上〕
(国際文化学科)

〔数値目標：卒業時までに中国語検定2級レベル以上到達者の割合…5%以上〕
(国際文化学科)

〔数値目標：卒業時の情報処理技術者試験合格率…60%〕 (経営情報学科)

〔数値目標：中級バイオ技術者試験合格率…80%〕 (生命環境学部)

〔数値目標：上級バイオ技術者試験合格率…60%〕 (同上)

③⑪ 専門分野に係る経過選択制の導入

- 各学部・学科において、入学後の学部・学科とのミスマッチ、学修意欲の低下など、学生が抱える課題に組織的に取り組む。
- 生命環境学部において、生命科学科の専門コース選択制について、アンケートの結

果に基づいて改善の必要性を検討し、適切な運用の継続に努める。

- 保健福祉学部において、初年度から丁寧な個別面談を行い、転学部転学科の希望がある場合には速やかに対応する。(31)

③② 国際社会や地域社会で活躍できる人材及び専門技術人材の育成

- 平成 27 年度入学生から適用を開始した新たな全学共通教育に続き、各学部・学科における今後の専門教育のあり方や改善について、必要に応じて検討する。
- 国際文化学科において、国連や JICA の職員などを招聘し、オープンセミナーや座談会を開催するとともに、協定校との交流事業の実施等により、国際社会で通用する実践力の涵養に努める。
- 健康科学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格について、関係授業科目に関する履修指導を徹底し、当該資格の取得を促進するとともに、取得状況に係る検証を行う。
- 経営情報学部において、グローバル化に対応し専門的な知識や情報技術を積極的に吸収・発信できる力の強化に取り組む。併せて、日経テストや情報処理技術者試験の受験者数の増加を図る。
- 生命環境学部において、「フィールド科学」「同実習」で地域課題の解決に取り組んでいる学外講師の招聘を継続するとともに、地域の施設見学を通じた課題の再確認等により、地域に対する学生の関心の向上に努める。併せて、関係科目における授業内容の改編の効果を、バイオ技術者等の資格取得状況等に基づいて検証する。
- 保健福祉学部において、国際交流協定締結校・同締結予定校との交流事業を継続するとともに、地域包括ケアに関する最近の動向を踏まえた授業展開を図る。(32)

2-4 キャリア教育の充実

③③ 産学官連携による実践的なキャリア教育の充実

- 総合教育センターと各学部・学科が連携し、全学共通教育・キャリア科目「キャリアアデバロップメント」や「インターンシップ」等の履修を促進する。
- 文部科学省採択「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の成果を正課のキャリア科目「キャリアビジョン」の中に組み込み、引き続き、当該科目の充実に努める。
- 国際交流センターにおいて、海外協定締結校や学外機関の協力のもと、海外インターンシップの受入れ先の確保につながる情報の収集に努める。併せて、民間団体が主催するインターンシップに関する情報を収集する。
- 国際文化学科において、国連や JICA の職員などを招聘し、オープンセミナーや座談会を開催するとともに、協定校との交流事業の実施等により、国際社会で通用する実践力の涵養に努める。【再掲 32】
- 健康科学科において、「総合演習」等の授業の中で多様な職場で活躍している管理栄養士を講師として招聘するほか、食品関連企業の訪問（初年次対象）、業界・企業研究（講師：本学卒業生）並びに就活シンポジウム（講師：同採用内定者）を開催し、実践的なキャリア教育を推進する。
- 経営情報学部の「経営情報学実践実習」において、履修学生の満足度や受入企業の状況を把握し、今後の方針を決定する。
- 生命環境学部において、地域の多様な人材や資源を活用したフィールド科学教育の充実、インターンシップの活用等により、実践的なキャリア教育を継続する。
- 保健福祉学部において、学外実習施設の安定的な確保、同実習内容の一層の充実に向けた取組を継続するとともに、模擬患者演習、客観的能力試験（OSCE）、地域活

動への参加等により実践的なキャリア教育を推進する。(33)

③④ **キャリア・ポートフォリオの活用**

- キャリア・ポートフォリオ・ブックについて、28年度前期・後期の期初面談時の利用実績と課題を踏まえ、引き続き学生指導と教員への周知に努め、その活用の拡大を図る。(34)

3 大学院教育等に関する取組

3-1 大学院教育に係る教育内容の充実

③⑤ **優れた研究者と高度な専門知識や技術を有する職業人の養成**

- 総合学術研究科において、全学生を対象とするアンケート調査を実施し総合的な満足度を把握するとともに、前年度の調査結果（満足度等）に応じた対策を各専攻で講ずる。
- 同研究科の各専攻において、大学院生対象の研究活動支援等の制度の活用を促進し、学生の学会発表及び学術論文の公表を奨励する。
- 名称変更後2年目の同研究科情報マネジメント専攻において、円滑な運営に努める。(35)

〔数値目標：標準修業年限内の修了率…90%〕

〔数値目標：標準修業年限の1.5倍以内の修了率…95%〕

〔数値目標：修了時の総合的満足度…85%〕

③⑥ **経営学分野の機能強化**

- ビジネス・リーダーシップ専攻において、経営人材を養成するための実践的な教育プログラムの運営を着実に実施する。(36)

③⑦ **教員免許制度改革への対応**

- 総合教育センター教職委員会及び総合学術研究科において、教員免許制度改革に係る情報収集を継続するとともに、学習指導要領の改訂に伴う再課程認定に向けて、適切に対応する。(37)

3-2 助産学専攻科に係る教育内容の充実

③⑧ **実践力のある助産師の養成**

- 助産学専攻科において、実習施設との連携の強化、並びに学生や卒業生等の評価結果に基づいて学修内容の充実を図る。
 - 助産師養成課程の今後のあり方について、引き続き検討する。(38)
- 〔数値目標：助産師国家試験の合格率…100%〕

4 国際化に関する取組

③⑨ **事業方針の制定と国際交流センターの設置・運営**

- 総合学術研究科情報マネジメント専攻に特任教授1人を配置し、国際交流センターとの連携のもと、イングリッシュトラックを含む受入留学生支援事業等の内容の充実を図る。(39)

④① 海外留学等の促進

- 国際交流センターと各学部等が連携し、学生のニーズを踏まえた短期海外研修プログラムを拡充し、海外研修メニューの充実を図る。
 - 海外危機管理マニュアルに基づき、事前研修等の危機管理対策の充実を図る。
 - 留学の成果の検証について、引き続き留学前後の TOEIC 受検を義務付けるとともに、留学の学修成果を客観的に測定するための心理分析テストの導入について検討する。
 - 国際文化学科において、新たな大学間国際交流協定の締結を視野に、タイの大学との交流を促進する。【再掲 21】 (40)
- 〔数値目標：海外留学派遣学生数… 1 1 5 人〕
〔数値目標：国際交流協定締結校数… 2 3 校〕

④② 優秀な留学生の受入れ拡大

- 私費外国人留学生の確保に向けて、日本語学校や専門学校等との連携を図るとともに、引き続き、協定締結校からの研究留学生等の確保に努める。
 - 留学生の受入れに際しては、関係学部・学科において、チューター教員及びバディ（ピア・サポート学生）を配置する。
 - 総合学術研究科情報マネジメント専攻及び生命システム科学専攻において、選抜区分「イングリッシュトラック」による秋季募集を実施し、協定校との連携のもとで入学者の確保に努める。【再掲 21】
 - 広島キャンパスの留学生のための宿舎の確保に努めるとともに、庄原キャンパスにおいては、引き続き、教職員宿舎の活用・整備を着実に進める。【再掲 21】 (41)
- 〔数値目標：留学生受入数… 1 1 0 人〕

④③ 外国人留学生と日本人学生との交流促進

- 国際交流センターにおいて、各学部・学科との協力のもと、バディ活動やスタディーツアー、留学生の歓送迎会を実施するとともに、新たに語学カフェを運営し、外国人留学生と日本人学生との交流を促進する。 (42)

④④ 秋入学制への対応

- 秋入学に関する他大学等における議論や動向の把握を継続する。
- 健康科学科において、学事暦の柔軟な運用（3年次後期担当講義科目の同期前半での前倒し開講）を継続し、学外実習の早期化、卒業論文への円滑な接続等を図るとともに、学生からの意見聴取等により、その効果を検証する。
- 総合学術研究科人間文化学専攻において、引き続き、秋季募集を実施する。
- 総合学術研究科情報マネジメント専攻及び生命システム科学専攻において、選抜区分「イングリッシュトラック」による秋季募集を実施し、協定校との連携のもとで入学者の確保に努める。【再掲 21】 (43)

5 学生への支援に関する取組

④⑤ 学修支援

- 各学部・学科において、学修支援の一環として、前掲の教育プログラムの構造の明示（小項目番号（3））、チューターによる学修支援（同（6））、キャリア・ポートフォリオ・ブックの活用支援（同（34））、eラーニング教材の活用等に取り組む。
- 総合教育センターにおいて、教育情報や成績管理に係る「教学システム」の更新を受けて、シラバスの学修支援機能の充実など追加機能の有効活用に向けた取組を計画

的に進める。【再掲 8】

- 各学部・学科の在学生の実態や必要性に応じて、入学前教育、入学直後の履修指導、正課外での補習（物理、生物等）、定期的な個別面談、国家試験受験対策指導等による学修支援を適切に組み合わせて、着実に行う。
- AP 事業推進部会の主導のもと、AP 事業計画に基づき学生のアクティブ・ラーニングを促す取組を推進するとともに、学修支援アドバイザーの養成等の各種支援制度を継続し、引き続き、学生の学修意欲の向上に努める。【再掲 10】
- 学術情報センターにおいて、主体的学修の促進に資する適切な学修環境を提供する一環として、月末休館日を廃止するとともに、図書館ガイダンス、文献検索ガイダンス、データベース活用講習会等を開催し、図書館の効果的な活用を図る。
- 学術情報センターと各学部・学科等が連携し、教室外学修の拡大に資するレポート課題や、シラバスに掲載する参考書・推薦図書の数を増やす取組など、図書等の貸出冊数の拡大につながる取組を全学的に推進する。
- 総合学術研究科及び経営管理研究科において、大学院生に対するアンケート調査を実施し、教育内容・方法に関する課題の抽出に努め満足度の向上につなげる。【再掲 5】

(44-1)

〔数値目標：学生 1 人当たり年間図書貸出冊数… 15 冊以上〕（学術情報 C）

〔数値目標：退学者の割合（入学から標準修業年限内）… 3%以下〕

〔数値目標：退学者の割合（入学から 1 年以内）… 1%以下〕

（何れも各学部・研究科）

- 学生による書誌の一層の利用を促進するため、利用状況が良好な「学生選書」の取組を継続する。
- 平成 28 年度に改定した「図書等整備方針」に基づいて、ニーズの高い書誌の活用環境の整備に努める。

(44-2)

④⑤ 課外活動支援

- 総合教育センターにおいて、学生の自主的課外活動（全学スポーツ大会、サークル活動発表会、いきいきキャンパスライフ・プロジェクト、ボランティア活動等）を支援する。
- 学業、学術研究・課外・社会活動等において他の模範となる成績を修め、本学の名誉を著しく高めた学生個人又は団体を、理事長・学長が適時適切に顕彰する。 (45)

④⑥ 学生生活の支援

- 在学生対象の学生意識調査を実施するとともに、投書箱（ご意見箱）を引き続き運用し、学生の要望を的確に把握し、対応策について関係部署と協議する。
- 総合教育センターにおいて作成した「チューターの手引き」を活用し、各部局等における学生支援活動の強化に努める。
- 各部局・チューターと学生相談室等とが連携し、欠席日数の多い学生や休学中の学生に対するチームによる支援を継続する。
- 各部局等において、オフィスアワーの周知を徹底し、その利用促進を図る。 (46-1)
- 総合教育センター学生支援部門において、学生を取り巻くリスクの多様化を踏まえ、薬物乱用防止、ネット犯罪防止等の防犯並びに学生の健康の維持・増進に資する注意喚起、意識啓発等に、本学教職員や学外機関と連携し総合的・効果的に取り組む。

(46-2)

④⑦ 学生の「こころ」の健康支援

- 総合教育センターにおいて、カウンセリング体制の充実、ピア・サポーター制度の

運用，チーム支援体制の充実などを行いながら，多様化・複雑化する学生相談に対応する。併せて，支援が必要な個々のケースについてチーム内の情報共有を図り，適切な対応につなげる。(47)

④⑧ 就職支援

- キャリアセンターにおいて，各部局等と連携して，就職ガイダンス，企業と学生との合同就職懇談会，卒業生を講師とする「キャリア教育シンポジウム」の開催，個別相談，求人情報の提供等，きめ細かなキャリア形成・就職支援を行う。
- 総合教育センターと各学部・学科が連携し，全学共通教育・キャリア科目「キャリアアデベロップメント」や「インターンシップ」等の履修を促進する。【再掲 33】
- 文部科学省採択「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の成果を正課のキャリア科目「キャリアビジョン」の中に組み込み，引き続き，当該科目の充実に努める。【再掲 33】
- 同フォローアップ事業の一つとして，「コミュニケーション講座（大学生としてのマナー）」を広島キャンパスにおいて開講するほか，社会人基礎力養成・就業力育成に資する「ディベート演習合同合宿事業」を実施する。
- 同フォローアップ事業の一環として，産学連携によるグローバル人材育成体制を強化するため，引き続き，総合教育センターに特任教授を配置する。
- キャリアセンターにおいて，卒業予定者を対象とするキャリアセンター満足度調査を実施し，調査結果を検証し，関係各事業の改善につなげる。(48)
〔数値目標：就職支援に対する卒業時の満足度…90%〕
〔数値目標：進路（就職・進学）決定率…90%〕
〔数値目標：就職希望者の就職率…100%〕（何れも各学部・研究科）

④⑨ 卒業生に対するキャリア支援

- キャリアセンターと各部局等が連携し，就職未決定等の希望者に対する既卒者向け求人情報の配信や面談等により，卒業生に対する支援を継続する。(49)

6 大学連携推進に関する取組

⑤⑩ 大学連携の推進

- 一般社団法人教育ネットワーク中国や同加盟大学等とともに，「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点として活用し，大学連携事業を積極的に推進する。
- 「サテライトキャンパスひろしま」の運用について，平成28年度と同程度の利用実績を目指すとともに，同年度に拡大した学生利用の無料対象に関する情報等，ウェブ・サイトの充実を通してその周知を図る。
- 県内他大学等との連携の一環として，単位互換制度の運用に取り組む。
- 県内の他大学と共同運用している学術情報リポジトリを活用し，本学の教育・研究成果物の収集・保存並びに公開を推進する。(50-1)
- ビジネス・リーダーシップ専攻において，専任教員や外部有識者等を講師とする特別講座・セミナー等を主催し，入学者の確保につなげる。(50-2)

⑤⑪ サテライトキャンパスの設置と活用

- 一般社団法人教育ネットワーク中国や同加盟大学等とともに，「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点として活用し，大学連携事業を積極的に推進する。【再掲 50-1】

- 地域連携センターが主催する各種公開講座等を「サテライトキャンパスひろしま」において開講するほか、自治体や美術館・博物館と連携し、同施設の利用促進を図る。(51)

⑤ 新たな共同教育プログラムの開発・実施

- 県内大学と連携し、次の講座を「大学連携による新たな教育プログラム開発・実施事業（広島県補助事業）」として継続実施する。
 - 広島文化学園大学を代表校、本学ほかを連携校とする大学連携講座
 - 安田女子大学を代表校、本学ほかを連携校とする大学連携講座

(52)

II 地域に根ざした高度な研究（研究の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する取組

(1) 重点的研究分野の明確化と研究推進

① 重点的研究分野の明確化

- 平成 28 年度に引き続き、中期計画の重点的研究分野（県内産業の活性化、地域の再生・発展、及び暮らしの安心に寄与する研究）を平成 29 年度の重点研究事業の研究分野とし、その運用状況を検証する。
- 地域課題解決研究における提案者の多様なニーズや高度の目標に応えるため、学内シーズとのマッチングをより積極的に行うとともに、研究成果の検証については、その精度の向上に努める。また、ウェブ・サイトの活用等により、研究成果に係る情報発信を積極的に行う。(53)

(2) 学際的・先端的研究の推進

② 学際的・先端的研究の推進

- 重点研究事業に係る各募集区分において、募集及び審査を適正に行うとともに、事業成果に対する事後評価を外部有識者等による評価を含めて適切に行う。(54)

(3) 研究の質の向上

③ 第三者評価等の活用

- 各部局等において、査読付き学術論文による研究成果の公表、外部研究資金の積極的な応募や獲得等を通じて、研究の質の向上に取り組む。
- 重点研究事業に係る各募集区分において、募集及び審査を適正に行うとともに、事業成果に対する事後評価を外部有識者等による評価を含めて適切に行う。【再掲 54】(55)

2 研究実施体制等の整備に関する取組

(1) 産学官連携の推進

④ 地域における共同研究の推進と地域への還元

- 地域連携センターに、新たに「リサーチ・アドミニストレーター※」を配置するとともに事業推進担当室を新設し、同センターの体制の強化を図り、本学の知的資源等の地域への還元、外部資金の獲得及び共同研究等を積極的に推進する。
- 本学が主体となって地域に情報を発信する多様な機会を設けて、大学の知的資源の地域への還元及び共同研究や応用的研究を推進する。
- 地域連携センターにおいて、学外関連組織等との情報共有について、独自に開発したクラウドシステムの活用等を通じて、その質的強化を図る。
- 地域連携センターにおいて「研究者紹介名簿」の概要版及びウェブ・サイトを更新し、両者の活用を図る。(56)

※研究資金の調達・管理等の研究支援業務、知的財産の管理・活用等の知財関連業務に従事する専門職員。

(2) 外部研究資金の獲得支援

⑤ 競争的資金の獲得支援

- 各部局等において、引き続き、科学研究費補助金の高い申請率と獲得件数の維持に努める。
- 地域連携センターにおいて、提案公募型の競争的外部資金の獲得に向けて、各部局等や学外機関とも連携し、研究組織や研究計画のコーディネートを行う。
- 地域連携センターにおいて、競争的外部資金等の公募情報を迅速かつ積極的に収集し、学内での共有化を図る。また、同センターの「研究助成金マッチング支援システム※」を運用し、各教員の助成金申請を支援する。(57)

※教員の研究内容と助成金の募集内容を自動的にマッチングし、公募情報を教員に迅速に届けるシステム。

〔数値目標：科学研究費補助金の申請率（応募件数／教員数）…95%以上〕

〔数値目標：科学研究費補助金の獲得件数…80件以上〕

⑥ 共同・受託研究の積極的受入

- 地域連携センターと各部局等が連携し、学内の研究シーズ・成果の積極的な公開及び企業等ニーズとのマッチング作業を円滑に行い、外部資金や受託・共同研究資金の獲得に努める。(58)

(3) 研究費の効果的な配分

⑦ 研究費の効果的な配分

- 基本研究費の配分について、教員の活動実績（教育・研究・地域貢献・大学運営）を総合的に評価し、その結果を積極的に活用する取組を継続する。(59)

(4) 研究費の適正使用の徹底

⑧ 教職員の意識醸成

- 「研究費の不正使用」及び「研究活動における不正行為」の未然防止のための取組を継続し、研究費の適正使用等に係る教職員の意識の醸成を徹底する。
- 新規採用教職員及び大学院生に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施する。(60)

Ⅲ 大学資源の地域への提供と新たな知的資産の創造（地域貢献に関する目標）を達成するため取るべき措置

1 地域における人材の育成に関する取組

(1) 生涯を通じた学びの場の提供

① 地域の人材育成機能の強化

- 地域連携センターと各部局等が連携し、本学の特徴を生かした、多様な社会人を対象とする人材育成講座（各種資格試験対策講座、青少年育成カレッジ総合講座等）を開講する。(61)

② 地域課題解決に資する人材育成プログラムの開発・提供

- 地域連携センターが中心になって、学外諸機関（自治体等の協定締結団体、NPO法人等）と学内部局等との連携を図り、社会人向けの人材育成に係る講座やセミナーを実施する。

- ビジネス・リーダーシップ専攻において、専任教員や外部有識者等を講師とする特別講座・セミナー等を主催し、入学者の確保につなげる。【再掲 50-2】 (62)
- ③ マネジメント人材の養成
- ビジネス・リーダーシップ専攻において、経営人材を養成するための実践的な教育プログラムの運営を着実に実施する。【再掲 36】 (63)
- ④ 専門職養成や研修機会の提供
- 教員免許状更新講習や看護教員養成講習会、専門職養成講座等の講座を開講し、社会人の学び直しの場を提供する。 (64)
- ⑤ 公開講座の質的充実
- 地域連携センターと各部局等が連携し、高度な学習ニーズに対応した質の高い公開講座を企画し、「サテライトキャンパスひろしま」で提供するとともに、受講者アンケートの結果を分析し、質的改善につなげる。
 - ビジネス・リーダーシップ専攻において、専任教員や外部有識者等を講師とする特別講座・セミナー等を主催し、入学者の確保につなげる。【再掲 50-2】 (65)
- 〔数値目標：すべての公開講座受講者の満足度…80%〕
- ⑥ 大学施設等の地域への開放
- 各キャンパスの図書館を引き続き学外者の利用に供するとともに、図書館機能を生かした企画展示等を実施し、地域への開放に努める。
 - 教室や学生食堂等、大学施設の地域への貸出を適切に行う。
 - 一般社団法人教育ネットワーク中国や同加盟大学等とともに、「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点として活用し、大学連携事業を積極的に推進する。【再掲 50-1】 (66)

2 地域との連携に関する取組

(1) 地域貢献・連携（COC）機能の強化

⑦ シンクタンク機能等の強化

- 地域連携センターと各部局等が連携し、自治体や地域団体との意見交換等により地域社会や産業界の課題を抽出し、協働で解決策を探る。
- 地域戦略協働プロジェクト事業の成果について、事業効果に係る検証、並びに広報活動を行う。 (67)

⑧ 地域連携・交流機能の強化

- 地域連携センターにおいて、ICT技術を活用して自治体や地域社会・産業界との意見交換や情報共有に努め、連携の強化を図る。
- 地域連携センター宮島学センターにおいて、宮島学研究・教育の成果を生かした地域との連携活動を推進する。
- フィールド科学教育研究センターにおいて、同センターの知名度の向上と事業の推進を図るため、ウェブ・サイトを活用した情報発信を強化する。
- 「サテライトキャンパスひろしま」において、地域の教育拠点、学生・社会人の交流拠点機能の強化に資する、大学連携、県内大学による各種公開講座を開催する。【関係項目 50-1, 51, 65-1】 (68-1)
- 美術館や学外図書館、協定金融機関等と連携し、公開講座等の各種事業を展開し、地域の活性化に貢献する。

- 美術館等の「キャンパスメンバーズ制度」を活用して、ミュージアムツアーを実施するなど、会員校として同制度に基づく文化施設の利用を促進する。(68-2)

⑨ 知的財産の技術移転の促進

- 地域連携センターと各部局等が連携し、各種展示会やイベント、ウェブ・サイト等の活用により、地域貢献・連携活動の成果や実績について情報提供を積極的に行う。
- 地域連携センターにおいて、技術移転等に関する相談に随時対応する。
- ひろしま産業振興機構、広島県発明協会と協力し、中小企業と本学との共同研究に基づいたシーズの特許出願を積極的に行う。(69)

⑩ 産学交流の推進

- ひろしま産業振興機構や中国経済産業局等の学外の産学交流支援機関と連携し、産学交流事業の共同開催等を推進する。
- 地域連携センターが中心になって、産学連携交流会を開催するとともに、「県立広島大学プロジェクト研究センター」等の研究活動を紹介する。(70)

(2) 地域貢献・連携活動の質的向上

⑪ 地域貢献・連携活動への学生の参加促進

- 地域連携センターと各学部等が連携し、自治体等と協働で実施する地域貢献事業などの情報を学生に積極的に提供し、学生の主体的な参加を促す。
- 各学部・学科において、学生の学内・学外での多様な実践活動（地域の行事やイベントを支援するボランティア、地域課題解決に係る調査や提案等）への参加を、引き続き促進する。【再掲 26】(71)

⑫ 地域貢献・連携活動の見える化

- 地域連携センターと各部局等が連携し、各種展示会やイベント、ウェブ・サイト等の活用により、地域貢献・連携活動の成果や実績について情報提供を積極的に行う。
【再掲 69】
- 学生の主体的な活動を含む地域貢献・連携事業の成果について、地域連携センターや各学部等のウェブ・サイト等を通じて積極的に発信する。(72)

IV 大学運営の効率化（法人経営に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する取組

(1) 組織運営の改善

① 組織運営に係る留意事項と体制の強化

- 理事長・学長が、教育研究審議会や目標・計画に係る説明会等の機会を通じて、法人運営や学部・学科等の再編、全学的なアクティブ・ラーニングの推進等に関するメッセージを発信するとともに、教職員との意見交換に努め、共通理解を深める。
- 理事長・学長のリーダーシップのもと、目標・計画委員会等を通じ、全教職員に対し、中期目標・中期計画、年度計画及び重点項目の周知徹底を図る。(73-1)
- 重点的に取り組むべき事業や課題に応じて、理事及び学長補佐等を適切に任命するとともに、法人経営や教育に係る企画機能の強化を図る。
- 学部等再編推進委員会及び同推進室を設置し、教育組織の再編等に係る方針（案）を更に具体化する。【再掲 15】(73-2)

② 資源配分の重点化

- 今後の大学改革の方向性について情報収集に努めるとともに、学部・学科等再編の検討状況及びスケジュール等を勘案し、適切な人員配置や財源配分に努める。
- 厳しい財政状況を踏まえつつ、引き続き「国際交流推進事業」及び「経営学機能強化事業」等の全学的な主要プロジェクトの重点的な展開を図る。(74)

③ 教育運営体制の整備と全学的な教学マネジメント

- 大学運営や組織体制、職員の能力開発に関する先進事例の把握や課題の抽出に、引き続き取り組む。
- 全学的な教育改革(アクティブ・ラーニングの推進、入試改革等の高大接続改革等)について、初等中等教育から大学までを見通して企画できる教員を総合教育センターに配置し、広島県教育委員会・県立高等学校との連携等を推進する。【何れも再掲 11】(75)

④ コンプライアンスの確保

- 内部統制基本方針に基づいて内部統制が有効に機能しているか否かの検証を行い、コンプライアンスの確保と大学経営に係るリスクマネジメントに努める。(76)

(2) 教職員の教育力等の向上

⑤ 多様な教育・研究人材の確保

- 本学の教育、研究、地域貢献の機能向上を図るため、任期制や年俸制等の人事制度を活用し、教育力や研究力等に優れた多様な経歴を有する教員を採用する。(77)

⑥ 教員業績評価制度の適切な運用

- 平成 28 年度に検討した「新教員業績評価制度」の適切な運用を図るとともに、平成 30 年 6 月の勤勉手当への評価結果の反映に向けた準備を着実に進める。(78)

⑦ 教員の教育研究力等の向上

- 教員の教育・研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、FD を着実に実施するとともに、教員学外研修助成制度による学外研究機関への派遣を適切に実施する。(79)

⑧ 職員のマネジメント力の向上

- 「事務職員人材育成プラン」(平成 24 年 3 月策定)に基づき、階層別研修、スキルアップ研修等を学内で企画・実施し、職員の資質向上を図るとともに、学外で開催される研修会等に職員を派遣することで、大学で特に必要となる能力を開発し、「大学人」としての意欲と資質を備えた職員の育成に努める。
- 専門性の向上、教員との協働、学生支援の強化に向けて、教職員を対象とした SD 研修を実施する。(80-1)
- 法人として平成 25 年度に整理した職員配置計画に基づき、平成 30 年度法人職員等採用方針を策定し、事務職員の募集・選考を適切に行う。
- 平成 28 年度から導入した常勤事務職員対象の目標管理制度について、運用状況を検証し制度の改善に取り組む。(80-2)

(3) 業務執行の効率化

⑨ 業務執行の効率化

- 平成 29 年度重点事業やその他の業務量の増減を踏まえて組織体制の見直しを行うとともに、事務処理権限の見直しなど、業務執行体制の効率化に取り組む。(81)

(4) 戦略的広報の推進

⑩ 戦略的広報の展開

- 平成 28 年度のウェブモニタリングの分析結果を踏まえ、本学のブランドイメージの構築に資する効果的な情報発信・提供により、本学の情報へのアクセスやメディアへの掲載・放送回数拡大を図る。(82)

⑪ 多様な広報媒体の活用

- 広報戦略の中核をなすウェブ・サイトや SNS について、そのアクセシビリティの向上や各学部・学科等における適時適切な独自のコンテンツの充実を図る。(83)

2 財務内容の改善に関する取組

(1) 自己収入の改善

⑫ 外部資金の獲得

- 各部局等において、企業等との共同研究、受託研究を推進するほか、各種の競争的資金の獲得に向けて情報収集と申請を行い、外部資金の着実な獲得に努める。
 - 地域連携センターにおいて、競争的外部資金等の公募情報を迅速かつ積極的に収集し、学内での共有化を図る。また、同センターの「研究助成金マッチング支援システム」を運用し、各教員の助成金申請を支援する。【再掲 57】
 - 地域の研究拠点を目指す「県立広島大学プロジェクト研究センター」を中心として、国庫金を財源とする大型補助金への申請を行う。(84)
- 〔数値目標：外部資金の年間獲得総額…2億円以上〕

⑬ 多様な収入源の確保

- 地域連携センターと各部局等が連携し、有料公開講座の受講料、商品化された産品に係る知財等の実施に伴う収入の確保に努める。
- 教室や学生食堂等、大学施設の地域への貸出を適切に行う。【再掲 66】
- 財務課や経営企画室などが連携し、ステークホルダーからの寄附金等の収入を学生支援等に生かす仕組みの運用を開始する。(85)

(2) 経費の抑制

⑭ 人件費の抑制

- 理事長・学長のリーダーシップのもと、教職員配置計画（平成 25 年度整理）に基づき、中長期的な視点及び大学改革等の動向を踏まえた教員採用を行い、適正な人員配置に引き続き努める。(86)

⑮ 経費の節減

- 引き続き、年間を通じて省エネ意識の向上に努めるとともに、夏季・冬季休業期間中の機器・設備の一部停止などにより、省エネ法に基づく数値目標の達成に努める。(87)

(3) 資産の管理・運用の改善

⑯ 資産の適正な管理

- 平成 26 年度に策定した「長期保全整備計画」の見直しを行い、大学施設・設備等のより効果的・計画的な整備に努める。
- 財務課において、固定資産及び管理物品の実査を引き続き実施し、資産の適正な管理に努める。
- 教育研究用の高額機器の全学共同利用制度について、円滑な運用に努める。(88)

⑰ 資金の適正な運用

- 資金管理計画を定め、財務課において、安全性が高く効率的な資金運用を行う。(89)

3 自己点検・評価に関する取組

⑱ 到達目標の可視化と各種データ・資料の収集

- 目標・計画委員会が主催する目標・計画に係る説明会（前期・後期各1回）の開催等により、年度計画の周知徹底を図る。
- 法人や大学の運営状況を示す指標となる各種データや資料を継続的に収集・蓄積し、その分析を継続する。(90)

⑲ 自己点検・評価の実施と評価結果の活用

- 各部局等や業務評価室による自己点検・評価、並びに広島県や同公立大学法人評価委員会への関係資料の提出などを、適切に行う。
- 大学機関別認証評価及び同選択評価に係る「自己評価書作成等委員会」のもと、教育・研究等に関する学内の資料を収集・整理・分析し、自己評価書に適切に反映させるとともに、同認証評価及び同選択評価を受審する。(91)

⑳ 目標・課題の共有化

- 目標・計画委員会が主催する目標・計画に係る説明会（前期・後期各1回）の開催等により、年度計画の周知徹底を図る。
- 法人や大学の運営状況を示す指標となる各種データや資料を継続的に収集・蓄積し、その分析を継続する。【何れも再掲 90】(92)

4 その他業務運営に関する重要な取組

(1) 危機管理・安全管理と人権侵害の防止

㉑ 危機管理・安全管理

- 大規模災害の発生に備えた非常用物資の備蓄を計画的に実施するとともに、消防計画に基づく訓練を3キャンパスで実施する。
- 平成27年度に整備した危機管理マニュアルについて、教職員に周知するとともに、危機管理への対応を徹底する。(93)

㉒ 人権侵害の防止

- 平成28年度に全面改正した「ハラスメント防止ガイドライン」及び「ハラスメント等の防止等に関する規程」の趣旨をすべての在学生や教職員等に周知徹底するとともに、研修会等の啓発活動を実施する。
- 全学共通教育科目「人権論」の授業等を通じて、引き続き、学生の人権に関する意識の啓発を図る。(94)

(2) 情報公開の推進

㉓ 情報公開の推進

- 本学のウェブ・サイトを通じた積極的な情報公開と、「大学ポートレート」の活用によりステークホルダーへの適切な情報提供に努める。
 - 平成28年度の事業実績や財務状況等をまとめた「アニュアルレポート※」を作成し、ウェブ・サイトで公表する。(95)
- ※法人・大学における各種事業成果や財務状況等を収集・整理した総合的な報告書（年報）。

(3) 施設設備の整備・活用

②4 計画的な施設整備・活用と環境への負荷に対する配慮

- 平成 26 年度に策定した「長期保全整備計画」の見直しを行い、大学施設・設備等
のより効果的・計画的な整備に努める。【再掲 88】 (96-1)
- 施設・設備の更新に当たっては、省エネ・省資源の観点から環境への負荷の低減に
資する機種を導入を進める。 (96-2)

②5 ICTを活用した大学運営システムの整備

- 情報資産の格付け及び取扱制限を規定した「情報格付け及び取扱制限に関する要領」
について、教職員への周知徹底を図る。
- 外部からのサイバー攻撃による被害を未然に防ぐため、定期的に不正アクセス等を
監視するなど、引き続き予防に努める。 (97)

②6 学生の学修環境の整備

- 教育施設整備の一環として、外国語学修支援（CALL）システムを更新し、自習や
グループでの活用を含めて効果的な運用を図る。 (98-1)
- 図書館内に整備したラーニングコモンズに引き続き学修支援アドバイザーを配置
するとともに、当該施設の利用方法を周知するなど、利用促進に努める。 (98-2)

(4) 支援者との連携

②7 ステークホルダーとの連携強化

- ウェブ・サイト等を通じて、本学の教育研究活動に関する情報提供の充実を図ると
ともに、大学本部総務課が中心になって、後援会会員対象の事業を保護者からの要望
を踏まえて実施する。
- 財務課や経営企画室などが連携し、ステークホルダーからの寄附金等の収入を学生
支援等に生かす仕組みの運用を開始する。【再掲 85】
- 平成 28 年度の事業実績や財務状況等をまとめた「アニュアルレポート」を作成し、
ウェブ・サイトで公表する。【再掲 95】 (99)

②8 卒業留学生組織

- 国際交流センターとキャリアセンター及び各部局等が連携して、卒業留学生に関す
る情報の収集を継続し、情報の蓄積と拡充を図る。 (100)

V 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成29年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|----------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金収入 | 3,452 |
| 学生納付金収入 | 1,681 |
| 診療センター収入 | 21 |
| その他の自己収入 | 85 |
| 目的積立金取崩 | 191 |
| 外部資金収入 | 102 |
| 補助金収入 | 147 |
| 借入金収入 | 0 |
| 計 | 5,681 |

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|-------|
| 支出 | |
| 人件費 | 3,515 |
| 一般管理費 | 650 |
| 教育研究経費 | 702 |
| 教育研究支援経費 | 460 |
| 学生支援経費 | 90 |
| 診療経費 | 12 |
| 外部資金事業費(受託等分) | 102 |
| 外部資金事業費(補助金分) | 15 |
| 施設整備費 | 131 |
| 借入金償還金 | 0 |
| 計 | 5,681 |

注1) 収入について、運営費交付金収入は、標準運営費交付金収入のみを計上しており、特定運営費交付金(退職手当・赴任旅費等特定の経費に充当)収入は計上していない。

注2) 支出について、特定運営費交付金に係る支出は計上していない。

注3) 外部資金には、科学研究費補助金(間接経費を除く。)を含まない。

2 収支計画（平成29年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------|-------|
| 費用の部 | 5,668 |
| 経常費用 | 5,668 |
| 業務費 | 4,832 |
| 教育研究等経費 | 1,067 |
| 外部資金等経費 | 249 |
| 人件費 | 3,515 |
| 一般管理費 | 627 |
| 財務費用 | 2 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 206 |
| 臨時損失 | 0 |

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|-------|
| 収入の部 | 5,477 |
| 経常収益 | 5,477 |
| 運営費交付金収益 | 3,289 |
| 学生納付金収益 | 1,681 |
| 外部資金等収益 | 102 |
| 補助金等収益 | 147 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 134 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 16 |
| 財務収益 | 1 |
| 雑益 | 105 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | △191 |
| 目的積立金取崩額 | 191 |
| 総利益 | 0 |

3 資金計画（平成29年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 資金支出 | 10,081 |
| 業務活動による支出 | 5,460 |
| 投資活動による支出 | 4,562 |
| 財務活動による支出 | 57 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 10,081 |
| 業務活動による収入 | 5,547 |
| 学生納付金収入 | 1,681 |
| 外部資金収入 | 102 |
| 運営費交付金収入 | 3,452 |
| 雑収入 | 312 |
| 投資活動による収入 | 4,533 |
| 財務活動による収入 | 0 |

VI 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。